

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11～R7.7.18(10週間+1ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	当該業者の系列プラントは、整備局・航空局が発注し当該業者が受注した工事において、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていたものの、当該業者は発注者との協議を経ずに再生アスファルト合材を使用し、かつ、系列プラントは、製造した再生アスファルト合材を出荷伝票には新規アスファルト合材と明示したうえで当該業者へ出荷していたが、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたにも関わらず、上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさず、当該業者と系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかったことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11～R7.7.10(3ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)	当該業者は、地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したが、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていたものの、発注者との協議を経ずに、再生アスファルト合材を使用して工事を行っていた。 当該業者は、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。 また当該業者は、地方整備局の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、受注者に対し出荷していたが、契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されており、受注者からも新規アスファルト合材を指定されていたものの、再生アスファルト合材を使用し、かつ、製造した再生アスファルト合材を出荷伝票には新規アスファルト合材と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたが、アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても契約図書で新規アスファルト合材の使用を指定されていた工事へ納入する合材について、再生アスファルト合材が用いられることを容認していたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
日新興業株式会社	—	大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30	R7.4.25～R7.6.5(6週間)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	日新興業(株)は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年3月4日、近畿地方整備局長から監督処分(営業停止)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋一丁目18番17号	R7.6.20～R7.8.19(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川一丁目1番1号	R7.6.20～R7.8.19(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20～R7.8.19(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。 また、建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20～R7.8.19(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	建設業者が発注する特定エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
フジバスク株式会社	1D10901010608	東京都世田谷区上馬四丁目2番5号	R7.6.20～R7.10.19(4ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)	建設業者が発注する特定地下式PS工事において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行い、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
関電ファシリテーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見一丁目3番7号	R7.7.4～R7.10.3(3ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことにより不正に資格を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない者について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたとして、建設業許可部局(大阪府)より指示処分を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
関電プラント(株)	5120001062485	大阪府大阪市北区本庄東二丁目9番18号	R7.7.4～R7.10.3(3ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社KANSOテクノス	9120001077653	大阪府大阪市中央区安土町一丁目3番5号	R7.7.4～R7.9.3(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪府大阪市北区中之島六丁目2番27号	R7.7.4～R7.9.3(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該業者は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
パナソニック株式会社	3120001236504	大阪府門真市大字門真1006番地	R7.7.18～R7.8.17(1ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該業者は、建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1丁目1番2号	R7.7.18～R7.9.17(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長より監督処分(営業停止22日間)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18～R7.9.17(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(営業停止22日間)を受けた。また、建設業法第7条第2号及び第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分(指示)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3-28-33	R7.7.18～R7.9.17(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)	当該事業者は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者(以下「不適格者」)が資格を取得していたことが判明したため、国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。 当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分(22日間)を受けたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町812番地	R7.8.8～R7.11.7(3ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者代表取締役は、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、埼玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後、さいたま地方検察庁に起訴されたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
株式会社中央技術コンサルタント	5011101013001	東京都新宿区西新宿8-5-1	R7.10.24～R7.12.23(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の東北支店長は、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、宮城県警察に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。 その後、当該事業者の東北支店長は、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、仙台地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴されたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第8号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社ジェイアール東日本企画	-	東京都渋谷区恵比寿南1丁目5番5号 JR恵比寿ビル	R7.11.11～R8.8.10(9ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	国土交通本省及び観光庁が令和5年度に(株)ジェイアール東日本企画に交付した補助金2件に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.11.21～R8.1.20(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者は、鋼材等の特定特装车製品の原材料の価格が高騰していたことから、販売する特定特装车製品の販売価格を引き上げることに他社と合意した。加えて、それ以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、特定特装车製品のうち、特に販売価格の引き上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフターの販売価格をさらに引き上げることに合意した。 公正取引委員会は上記の行為は独占禁止法第2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表したことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
極東開発工業株式会社	7140001068512	大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号	R7.11.21～R8.1.20(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者は、鋼材等の特定特装车製品の原材料の価格が高騰していたことから、特定特装车製品の販売価格を引き上げることに他社と合意した。加えて、それ以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、特定特装车製品のうち、特に販売価格の引き上げが必要であった塵芥車に取り付けられる架装物及びテールゲートリフターの販売価格をさらに引き上げることに合意した。 公正取引委員会は上記の行為は独占禁止法第2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表し、排除措置命令及び課税金納付命令を行ったことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
東邦車輛株式会社	1070001024734	群馬県邑楽郡邑楽町大字赤堀4120番地	R7.11.28～R8.1.27(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者及び日本トレクス株式会社の2社は、共同して、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定トレーラの販売分野における競争を実質的に制限していた。 公正取引委員会は上記の行為は独占禁止法第2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表し、排除措置命令を行ったことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。
日本トレクス株式会社	6180301010542	愛知県豊川市伊奈町南山新田350番地	R7.11.28～R8.1.27(2ヵ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号 (独占禁止法違反行為)	当該事業者及び東邦車輛株式会社の2社は、共同して、特定トレーラの販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定トレーラの販売分野における競争を実質的に制限していた。 公正取引委員会は上記の行為は独占禁止法第2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして公表し、排除措置命令及び課税金納付命令を行ったことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社三和電工社	5210001012943	福井県鯖江市二丁掛町第14号20番地	R8.3.19 ~ R8.6.18(3ヶ月)	海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)	当該事業者の代表取締役は、福井県丹南土木事務所が発注した道路照明灯修繕業務の見積り合わせに関し、非公開の見積徴収業者の数および業者名を入手したとして、官製談合防止法違反および公契約関係競売入札妨害罪で起訴されたことは、海上保安庁所掌工事請負契約に係る指名停止等の措置要領別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。